

《令和2年度決算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地
 区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

令和2年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のため
 に借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費など
 の市街化区域内の整備に充当している。

【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	令和2年度 決算額	財源内訳					
款	項	目			国 県 支出金	地方債	その他		一般財源	
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)		
8	2	1	市道維持管理事業	241,806		11,507	39,941	8.0	190,358	
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	243,669			107,642	21.5	136,027	
8	4	3	下水道事業会計負担金	351,193			155,142	31.0	196,051	
8	4	4	公園施設維持管理事業	218,559		3,392	61,665	12.3	153,502	
12	1	1	市債元金償還費	2,787,724		29,066	136,566	27.2	2,622,092	
合 計				3,842,951	0	0	43,965	500,956	100.0	3,298,030